

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費

地方消費税交付金の引上げ分については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとする」とされています。

令和元年度綾川町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 185,000 千円

（歳出）

社会保障4経費その社会保障施策に要する経費 2,081,629 千円

【地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

		経 費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	障害者自立支援施行事業費	427,025	308,793			16,387	101,845
	重度心身障害者等医療費支給事業費	102,703	39,270		2	8,791	54,640
	後期高齢者医療事業費	407,823	59,904		5,191	47,501	295,227
	子育て支援医療費支給事業	93,353	19,200			10,277	63,876
	児童手当支給費	358,455	304,295			7,506	46,654
	ひとり親家庭等医療費支給事業費	18,850	0			2,613	16,237
社会保険	介護保険事業（繰出金）	460,735	3,300			63,399	394,036
保健衛生	母子保健事業	24,570	750			3,301	20,519
	保健事業	105,155	1,720			14,336	89,099
	予防接種費	82,960	4,402			10,888	67,670
合 計		2,081,629	741,634	0	5,193	185,000	1,149,802

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。